

第6回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和5年12月20日(水)【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和5年12月20日(水) 午前10時00分から午前10時40分
2. 開催場所 壬生町役場 101会議室
3. 出席委員 10人
会長 10番 大橋 好一
会長職務代理者 8番 琴寄 成人
委員 1番 早乙女春香 2番 安納 一雄 3番 高橋 宏治 4番 刀川 正己
5番 鯉沼 玲子 6番 大関 孝男 7番 葭葉 孝男 9番 木野内佳代子
4. 参集推進委員
大橋 肇推進委員 中川 義人推進委員
5. 議事日程
開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
日程第1 会務報告について
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について
日程第5 議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について
日程第6 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
日程第7 報告第2号 農地法第4条の規定による届出の件について
日程第8 報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について
その他 事務連絡
閉 会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 田中貴子 副主幹兼農地調整係長 宇賀神 尚、 主任 松本ひなた
7. 会議の概要
令和5年12月20日(水)【午前10時00分開会】

- 局長 定刻になりましたので、第6回壬生町農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は10名で欠席委員はおりません。また、大橋 肇推進委員、中川 義人推進委員にも出席をいただいております。総会開催の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

- 会長 改めましておはようございます。今年も残り10日余りとなりまして、大変気ぜわしくなりました。大変忙しい中、総会に出席いただきましてありがとうございます。2名の推進委員の方もおいでいただきましてありがとうございます。

先日12日には、地域計画の策定のに向けた打合せ会と忘年会。出席いただいたことで、来年の取り組みに向けた打合せが無事終わりました。年が明けますと実際に集落座談会が開催されますので、よろしくをお願いいたします。

また、年末、健康に十分注意していただいて今年を締めくくり、来年に向けて健康に過ごしていただけるようお願いしたいと思います。

今日の総会も慎重審議をよろしくをお願いいたします。

- 局長 ありがとうございました。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 議長 それでは、9番 木野内 佳代子 委員、1番 早乙女 春香 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記は、事務局職員の 宇賀神 係長を指名いたします。

- 議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いします。

- 局長 会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

11月21日 火曜日 全国農業新聞の取材対応を、大橋好一会長、早乙女春香農業委員と私で行いました。

11月28日 火曜日 下都賀地方農業振興トップセミナーが、栃木市のサンルート栃木で行われ、大橋好一会長と私が出席いたしました。

11月30日 木曜日 令和5年度全国農業委員会会長代表者集会及び国会議員要請活動が、東京都 文京シビックホール及び衆議院議員会館で行われ、大橋好一会長と宇賀神尚係長が出席いたしました。

12月12日 火曜日 地域計画に向けた全体打合せ会議が、役場大会議室で行われ、大橋好一会長以下24名と農政課3名、事務局3名で打ち合わせを行いました。

同じく12月12日 火曜日 農業委員会忘年会が栃木市 肉のふきあげで行われ、大橋好一会長以下23名と事務局3名の参加がございました。

12月13日 水曜日 関東ブロック女性農業委員研修会が、群馬県高崎市、Gメッセ群馬で行われ、早乙女春香農業委員、鯉沼玲子農業委員、木野内佳代子農業委員と松本ひなた主任が参加いたしました。

12月15日 金曜日 農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、役場101会議室と現地で行われ、高橋宏治農業委員、刀川正己農業委員、木野内佳代子農業委員、大橋肇推進委員、中川義人推進委員、事務局より宇賀神尚係長、松本ひなた主任と私が調査いたしました。

以上になります。

○議長 ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (宇賀神農地調整係長)

それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、1月25日、火曜日の時点で3件の申請がございましたので、順番にご説明いたします。

第1項

貸人 _____ (西部) 自作地98㌥ 貸付地15㌥

借人 _____ (西部) 自作地98㌥ 貸付地15㌥

(土地の表示)

壬生町大字羽生田字 _____ 番 _____ 畑 317㎡

10年間の使用貸借権の設定 稼働2人

第2項

譲渡人 _____ (中央) 自作地15㌥

譲受人 _____ (北原) 自作地708㌥ 借受地242㌥

(土地の表示)

壬生町大字羽生田字 _____ 番 _____ 畑 1508㎡

売買による所有権移転 (_____ 円) 稼働4人

第3項

譲渡人 _____ (旭町) 自作地9㌥ 借受地5㌥

譲受人 _____ (旭町) 自作地9㌥ 借受地5㌥

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲字 _____ 番 _____ 畑 988㎡

贈与による所有権移転 稼働2人

以上、第1項から第3項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件について、申請書及び添付書類及び農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりましたのでご報告いたします。

以上です。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 木野内 佳代子 委員

●9番 木野内 佳代子 委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

農地法第3条第1項案件について、12月17日、譲渡人と高橋農業委員、高山推進委員と私で現地調査を行い、周辺農地との関係について確認したので報告いたします。

チェックシートに従い1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じることはなく、地域との調和も満たしておりました。審議の程よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第2項案件を議題といたします。先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 木野内 佳代子 委員

●9番 木野内 佳代子 委員（2項の現地調査の結果並びに補足説明）

農地法第3条第2項案件について、12月15日、譲受人の___さんと、高橋農業委員と私で現地調査を行い、周辺農地との関係について確認しましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れはなく、地域との調和も満たしておりました。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第3項案件を議題といたします。先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 葭葉 孝男 委員

●7番 葭葉 孝男 委員 (3項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号第3項案件について、去る12月17日に、譲渡人_____氏、譲受人 _____氏立会いのもと、琴寄農業委員、戸崎推進委員とともに、現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。以上報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」、12月5日火曜日の締め切りの時点で3件の申請がございましたので、順にご説明いたします。

第1項

賃貸人 _____（北原）

賃借人 _____（北原）

（土地の表示）

壬生町大字羽生田字 _____ 番 畑 2803㎡

園芸用土採取 1年間の賃借権の設定

第2項

賃貸人 _____（助谷）

賃借人 _____株式会社 代表取締役 （栃木市）

（土地の表示）

壬生町大字助谷字 _____ 番 畑 994㎡

園芸用土採取 1年間の賃借権の設定

第3項

賃貸人 _____（鹿沼市）

_____（鹿沼市）

_____（北原）

賃借人 _____（宇都宮市）

（土地の表示）

壬生町大字羽生田字 _____ 番 畑 1626㎡

壬生町大字羽生田字 _____ 番 畑 183.66㎡

壬生町大字羽生田字 _____ 番 畑 872㎡

合計 2681.66㎡

園芸用土採取及び搬出入路 1年間の賃借権の設定

なお、賃貸人の _____ さんについては、土地の名義は _____ さんになっておりますが、今年お亡くなりになったことで、相続権者 一人だけなのですが息子の _____ さんが相続権者になり、こちらの方で改めて申請書が提出されております。

す。

説明は以上です。

○議長 　ただ今の事務局の説明に関連して、この件については去る12月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の3番 高橋 宏治 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●3番 高橋 宏治 委員（1項案件について報告）

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、12月15日に私と、刀川正己農業委員、木野内佳代子農業委員、大橋肇推進委員、中川義人推進委員、田中貴子事務局長、宇賀神尚係長、松本ひなた主任の8名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____から北に約450mに位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によると、保安距離を2m確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大3.3mを掘削し、保安角度を45度とする計画になっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定で、埋戻し用土については鹿沼市内の業者から調達予定であります。事業資金は自己資金で対応します。

以上のことから、農振農用地であります。園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離、保安角度、掘削の深さを守ることに付いて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明と、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案の通り決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●3番 高橋 宏治 委員（2項案件について報告）

次に第2項案件についてご報告します。

申請地は、_____から北西に約300mに位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によると、保安距離を畑側から1m、道路側から2m、住宅側から3m確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大4mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の業者に出荷する予定で、埋戻しの用土については賃借人が保有する土砂を使用予定であります。事業資金は自己資金で対応します。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明と、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案の通り決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●3番 高橋 宏治 委員（3項案件について報告）

次に第3項案件についてご報告します。

申請地は、_____から北に約200mに位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によると、保安距離を畑側から1m、道路側から2m確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大4mを掘削し、保安角度を45度とする計画になっております。採取した園芸用土の販売先、埋戻し用土の調達先については鹿沼市内の同じ業者の予定であります。事業資金は自己資金で対応します。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離、保安角度、掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明と、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案の通り決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に日程第4 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

議案第3号、「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」、12月5日 火曜日の締め切り時点で1件の申請がございましたので、ご説明いたします。

第1項

賃貸人 _____ (中泉)
_____ (中泉)
_____ (中泉)

賃借人 有限会社 _____ 代表取締役 _____ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字中泉字 _____ 番	畑	4 1 3 . 2 7 m ²
壬生町大字中泉字 _____ 番	畑	3 3 5 m ²
壬生町大字中泉字 _____ 番	畑	2 3 9 m ²
壬生町大字中泉字 _____ 番	畑	1 5 3 7 m ²
壬生町大字中泉字 _____ 番	畑	1 3 7 1 m ²
	合計	3 8 9 5 . 2 7 m ²

園芸用土採取及び搬出入路を目的として令和5年1月30日付で一時転用の許可を受けておりますが、今回、令和7年1月29日までの許可期間の延長を目的とした事業計画変更申請となっております。

説明は以上です。

○議長 　ただ今の事務局の説明に関連して、この件につきましては去る12月15日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 3番 高橋 宏治 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●3番 高橋 宏治 委員 (1項案件について報告)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査結果をご報告いたします。

現地調査については、第5条の現地調査と同じ12月15日に同じメンバーで調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

こちらの案件については、令和5年1月30日付で園芸用土採取のための一時転用の許可を受けております。理由書によると、作業従業員の不足のため作業が遅れてしまい、予定していた工事期間内に事業が完了することが出来なかったとのことです。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明と、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第5 議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をお願いいたします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、利用権の設定等各筆明細に従いましてご説明いたします。

まず新規・賃借権分、議案書の7ページから8ページになります。5件、20筆、面積合計が43,028.25㎡となっております。

次に議案書9ページから10ページになります。利用権の新規・使用賃借権分について、7件、18筆、面積合計が25,427.64㎡となっております。

次に議案書11ページから13ページ、利用権の再設定・賃借権分について、13件、33筆、面積合計が49,177㎡となっております。

次に、議案書14ページ、利用権の再設定・使用賃借権分について、3件、4筆、面積合計が3,813㎡となっております。

次に、議案書15ページから17ページ、一括方式の新規・賃借権分について、6件で面積合計が48,571.24㎡となっております。

次に、議案書の18ページから21ページ、一括方式の新規・使用賃借権分になります。7件、面積合計が61,068㎡となっております。

最後に議案書22ページ、所有権移転分になります。こちらが6件で面積合計が10,745㎡となっております。

以上各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に日程第6 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の23ページから24ページのとおり5件の届出がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長 次に日程第7 報告第2号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の25ページのとおり2件の届出がございました。

これについては、市街化区域内の農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第8 報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いいたします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の26ページのとおり2件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号は終わります。

○議長 次にその他の件を議題といたします。事務局からその他 事務連絡をお願いいたします。

●事務局 その他（松本主任）

その他の件について

1. 令和5年度作業料金・農業労賃に関する調査票について
昨年とほとんど変化なし。問題がなければそのまま提出
変更点・・・農薬代のみ

事務連絡

1. 農業委員会手帳の配布
2. 令和6年農業用免税軽油申請受付・免税証交付について
令和6年2月26日～28日
壬生町役場 101会議室
3. 賀詞交歓会
令和6年1月10日
総務課より通知済 参加協力を

●農政課 地域計画の座談会について（糸川主査）

地域計画に関しての進捗状況報告

- ・資料説明（農事部の皆様あて／地域計画に関する説明チラシ）
資料については18日に農事部長宛て送付済み
- ・資料説明（地区別の話し合い参加のお願い チラシ）
回覧用チラシである。
座談会の日程・場所が決まった地区から順に配布
1月12日を期限とし、日程・場所の調整をお願いしたい。
- ・今のところ問い合わせはないが、個別に相談があれば引き続き対応したい。

○議長 ただいま説明のありました件について、ご質問ありませんか。

○議長 日程・場所等が決まった時の回覧用のチラシは、どこに届くのか。

●農政課 糸川主査

農業委員さんあてにチラシを送付いたします。そこから参加していただく方に

配っていただきたい。

○議長 農事部に回す回覧として使ってもよいのか。

●農政課 衆川主査
それを活用しても大丈夫です。

○議長 地域計画の座談会が1月23日から始まりますが、初めてのことなので農事部長との連携が必要になります。コンタクトを取っていただき行き違いのないようお願いできればと思います。
もし何かありましたら、事務局や農政課のほうへお願いいたします。

○議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。他に委員からご発言はありますか。

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第6回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前10時40分閉会】

会 長 大橋 好一

9 番 末野 佳代子

1 番 早乙女 春香